

令和4年4月4日
四日市教育委員会

弾道ミサイルが飛来した場合の対応

【三重県にJアラート等を通じて緊急情報発信があった場合の対応】

① **登校前に緊急情報が発信された場合は、自宅待機**とします。

「学校保護者連絡システム (Home&School)」等による保護者への連絡を行うことが困難であることから、事前に保護者等へ「自宅待機」の措置をとることの周知徹底を図ります。

また、授業の実施等については、安全の確保ができたと判断されたのち、市から「学校保護者連絡システム (Home&School)」等による一斉配信等により連絡します。学校は、登校時の安全確保に努め、授業実施に向けた対応を速やかに行います。

② **在校中に「Jアラート」による発信があった場合は、児童生徒に迅速な避難行動を指示**します。

【弾道ミサイルが着弾した場合の対応】

周辺地域の被害状況の把握とともに、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理室）等から出される情報の収集に努めます。

今後、予測される状況に応じて児童生徒の安全確保のための必要な措置をとるものとします。児童生徒を下校させる場合には、必要に応じて保護者へ児童生徒等の引き渡しを行います。

① **市内及び近隣市町に着弾した場合は、「臨時休校」の措置をとります。**

② 在校中に学校の近くに着弾した場合には、速やかに児童生徒の安否を確認するとともに、必要に応じて保護者への安否情報の伝達等を行います。また、学校施設の被害状況を確認します。

《参考》国民保護ポータルサイト

<http://www.kokuminhogo.go.jp>